

# 御部ダム 県単 取水スクリーン更新工事(第3期)

## 見積条件書

### 1. 見積目的

御部ダム取水スクリーンの撤去および更新に必要な工事費積算のため。

### 2. 見積範囲

製作原価以外の全て（見積記入例の赤囲部）に関する必要な歩掛、または単価を記載すること。

なお、見積記入例及び見積特記仕様書の施工工程表にある作業日数、労務費の職種・人員構成は、特記仕様書の内容から想定される例を記載しているため、あくまで参考とし、必要な職種・人役を記載すること。

### 3. 見積条件

- (1) 工事名：御部ダム 県単 取水スクリーン更新工事（第3期）
- (2) 工事場所：島根県浜田市三隅町黒沢地内外
- (3) 施工予定期間：令和8年8月下旬～令和9年3月中旬
- (4) 見積有効期限：令和9年3月31日
- (5) 見積工種：機械設備
- (6) 施工予定数量：別添の特記仕様書、参考図面、参考資料を参照。
- (7) 施工条件及び現場条件：別添の特記仕様書、参考図面、参考資料を参照。
- (8) 図面：別添の参考図面を参照。
- (9) その他見積に必要となるもの：  
別添の特記仕様書、参考図面、参考資料を参照。

### 4. 見積にあたっての留意事項

本工事は、島根県が定める「建設工事積算基準(第1巻)総則及び、国土交通省機械設備工事積算基準」を積算基準とする。

#### (1) 労務費

労務の職種は、『建設工事積算基準 第1巻 総則 第16章 積算上の統一事項等 ②労働者職種別定義・作業内容』によるものとする。

労務単価は、令和8年3月1日の「公共工事設計労務単価表」による。

ただし、「公共工事設計労務単価表」に掲載のない職種により歩掛を構成する場合は、その職種及び労務単価を記入すること。

また、見積に使用する職種、人員構成は貴社が決定すること。

#### (2) 機械経費

歩掛を構成する上で、必要な場合は計上すること。

#### (3) 材料費

歩掛を構成する上で、必要な場合は計上すること。

#### (4) 間接工事費

見積工種に係る直接工事費の歩掛と不可分である間接工事費の歩掛で積上げ計上が必要な場合には、併せて見積書に記入すること。

#### (5) 島根県週休2日工事

本工事は、島根県週休2日工事の対象工事であるため、月単位の週休2日（4週8休以上）の現場閉所を行うものとして、以下の補正を行うこと。

労務費	機械経費（賃料）	共通仮設費率	現場管理費率
1.04	1.02	1.03	1.05

(6) その他

歩掛の決定にあたっては、県設定単価及び物価資料価格等にあるものはその単価を使用することを承知おくこと。

5. 見積に対する質問の取扱い

この見積依頼に対する質問がある場合は、令和8年5月29日（金）17時までに、別添質問様式により提出すること。

6. 見積書提出部数

1部

7. その他

提出様式は任意だが、極力記載例に沿った内容とすること。

記入欄は、必要に応じて加除すること。

宛名は「島根県浜田河川総合開発事務所長」とすること。

## 御部ダム 県単 取水スクリーン更新工事(第3期)特記仕様書

### (1) 適用範囲

本特記仕様書は、島根県土木部浜田河川総合開発事務所から工事を請け負う者が実施する御部ダム 県単 取水スクリーン更新工事(第3期)(以下「工事」という。)に適用する。

本工事は、本特記仕様書によるほか「島根県公共工事共通仕様書」に基づき実施するものとする。

### (2) 工事の目的

本工事は、島根県土木部浜田河川総合開発事務所が管理する、御部ダムの取水設備において、スクリーンの更新を実施、設備の機能を回復・維持することを目的とする。

### (3) 準拠基準

- |                |                |
|----------------|----------------|
| ・島根県土木工事共通仕様書  | ・ダム・堰施設技術基準(案) |
| ・ダム・堰施設検査要領(案) | ・ゲート点検・整備要領(案) |
| ・日本工業規格(JIS)   | ・その他関連法規、基準    |

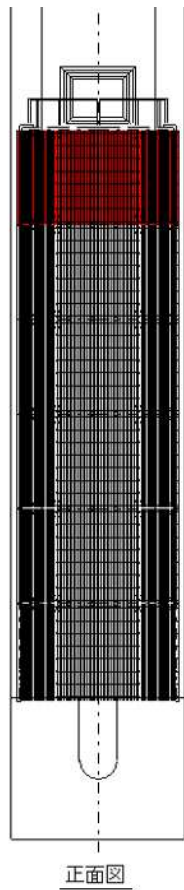
### (4) 計画全般

- 1) 本工事は老朽化し劣化の見られる取水設備用スクリーンの交換作業を実施するものとする。取替作業にあたっては、隣接する既設の取水施設等に障害や損傷を与えない計画とする。
- 2) 安全かつ確実に作業が実施できる計画を立案する。
- 3) 施工にあたっては、事前にダム湖貯水水位をEL+95.00m近傍まで低下させた状態で施工を行うものとする。(発電の水利用によりEL+95.00mまで低下させる予定)
- 4) 交通船はダム所有船を貸与可能とする。燃料は満タンにして返却するものとする。
- 5) 排水ポンプ用発電機等への給油方法については、係留場所でのポンプ台船上での給油とする。
- 6) 現地着手可能時期(台船搬入・組立作業開始)は洪水期(6/16~9/30)を除く期間とする。また、スクリーン製品は本工事にて製作するため、現地着手前に製作に取りかかる必要がある。
- 7) 作業時間は原則8:00~17:00とし、夜間・休日等は発電の水利用による水位維持を行うため、作業員巻き込み等の事故が起きないように、企業局へ作業開始・終了の連絡を密に行うものとする。
- 8) 取替作業にかかるポンプ排水作業日数は12日間を想定している。なお降雨等による急激な水位上昇等により計画工程が遅延する場合等、水位調節にかかる排水ポンプの稼働日数の増減及び、資機材の供用日数の増減等は変更の協議対象とする。また、資機材等の荷卸し場(安養寺管理道)における水位変動に対応する作業構台等の設置等についても変更の協議対象とする。
- 9) 各台船の係留方法については、堤体へアンカーや係留ロープで係留することを原則とする。

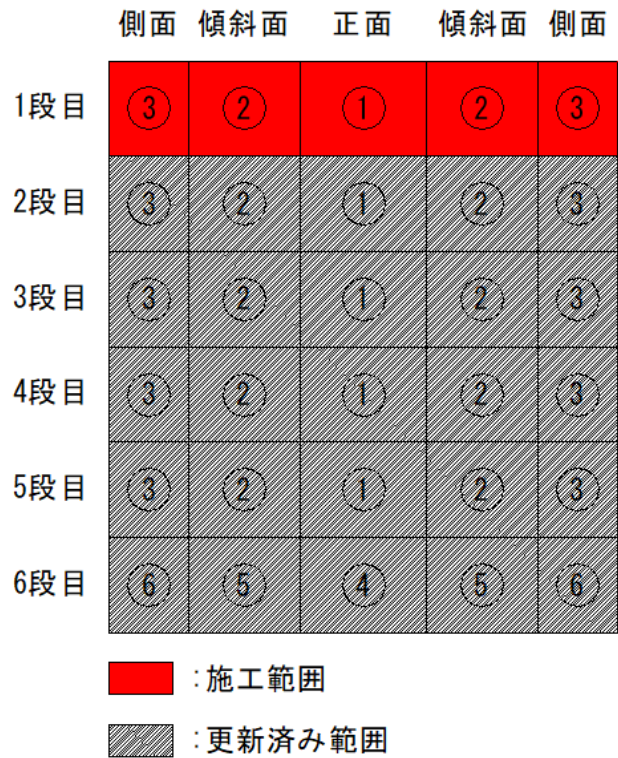
(5) 対象施設仕様

表 1 工事範囲

設 備	対 象	施工内容
表面取水 設備用 スクリーン	スクリーン (上から1段目部)	<p>(1) 対象設備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクリーン (上から1段目部 5枚) 1式</li> </ul> <p>(2) 仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・形式：FRP製固定式バースクリーン</li> <li>・設置数：一連</li> <li>・全体設置高：18m (EL+81.900～EL+100.000m)</li> <li>・本工事対象設置高：6m (EL+97.000～EL+100.000m)</li> <li>・バーピッチ：純間隔 50mm</li> <li>・設計水位差：1.0m</li> <li>・設計基準：ダム・堰施設技術基準(案)</li> </ul> <p>(3) 施工対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクリーン (上から2～6段目部)</li> <li>・受桁(SS400製)</li> </ul>



スクリーン配置図



## (6) 輸送計画

### (a) 概要

輸送は、製作工場よりトラックを使用した陸上輸送とし、据付工程に合わせた計画輸送を行う。

### (b) 輸送経路

工場 → 一般道、国道、県道 → 現場（御部ダム）

### (c) 輸送制限

輸送上の制限基準は下表の通りとし、製品の分割はその範囲内で行う。

表 2 輸送上の制限値

項目		本工事における 制限値	車両制限令	
			一般的制限	特認可能限度
幅 (B)		3.5m	2.5m	3.5m
高さ (H)		4.3m	3.8m	4.3m
長さ (L)	単車	13.2m	12.0m	13.2m
	連結	17.0m		17.0m
総重量 (W)	単車	20.0tf	20.0tf	25.0tf
	連結	(40.0tf)	20.0tf	(40.0tf)
軸重		10.0tf	10.0tf	10.0tf
輪荷重		5.0tf	5.0tf	5.0tf
最小回転半径		12.0m	12.0m	12.0m

(d) 輸送車両

搬入輸送上の使用車両及び台数を下記の表 3 に示す。

表 3 搬入輸送車両

積載品名	積載重量 (ton)	最大寸法 (mm)			車両規格	台数
		幅	高さ	奥行		
バースクリーン	1.8	2974	2558	150	4 t トラック	1 台
台船(1/2)	12.0	2050	980	5000	15 t トラック	4 台
台船(2/2)	6.0	2050	980	5000	11 t トラック	1 台
曳き船	10.0	3357	2440	9052	20 t 中低床 トレーラ	1 台
資機材(1/3)	10.2	5120	1995	2350	11 t トラック	1 台
資機材(2/3)	5.1	3800	2600	1800	11 t トラック	1 台
資機材(3/3)	2.5	1500	900	700	4 t トラック	1 台

(a) 輸送荷姿

輸送荷姿図を次頁以降に示す。

積載品名	積載荷重	使用トラック
スクリーン(1段中央列)	0.65tonx1枚=0.65ton	4t積トラック      5枚/1台×5基=1台
スクリーン(1段斜部列)	0.39tonx2枚=0.78ton	
スクリーン(1段端部列)	0.14tonx2枚=0.28ton	既設スクリーン(合計：2.6t)の積載も下図 と同等とする
合計	1.8ton	

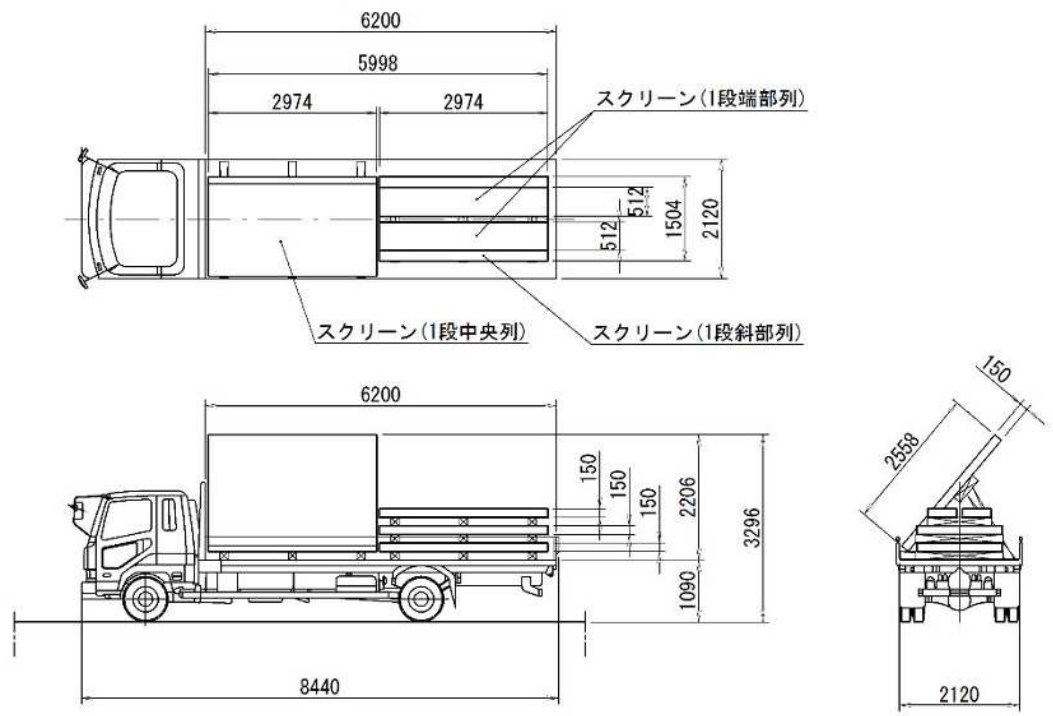


図1 バースクリーン輸送荷姿図

積載品名	積載荷重	使用トラック
組立式台船	3tonx4=12ton	15t積トラック 4基/1台×16基=4台

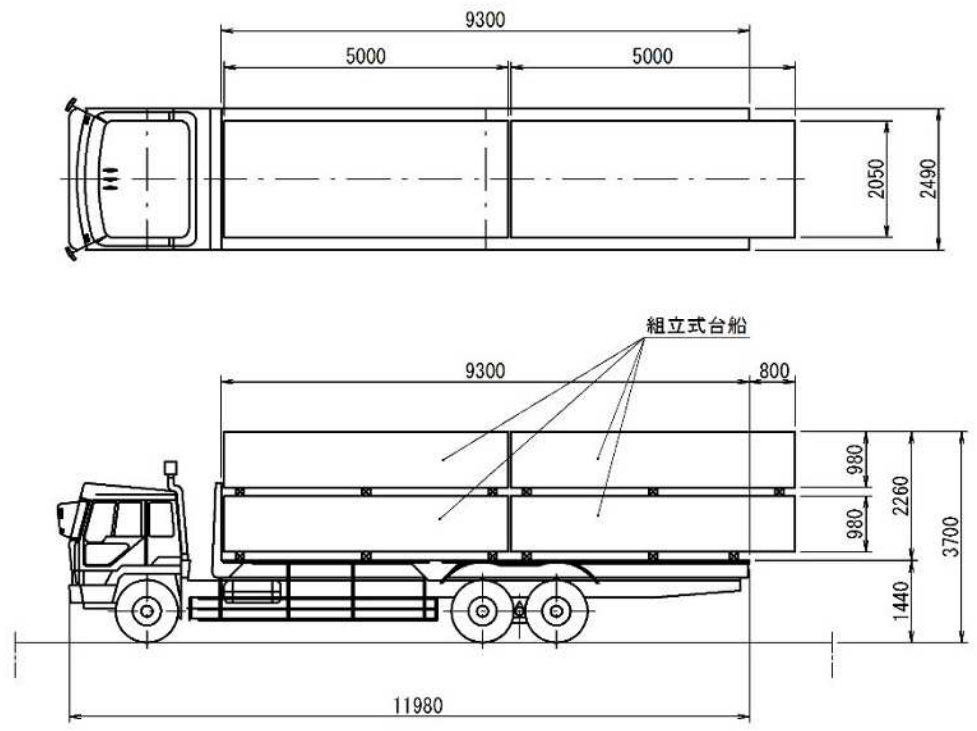


図2 組み立て式台船輸送荷姿図 (1 / 2)

積載品名	積載荷重	使用トラック
組立式台船	3tonx2=6ton	11t積トラック 2基/1台×2基=1台

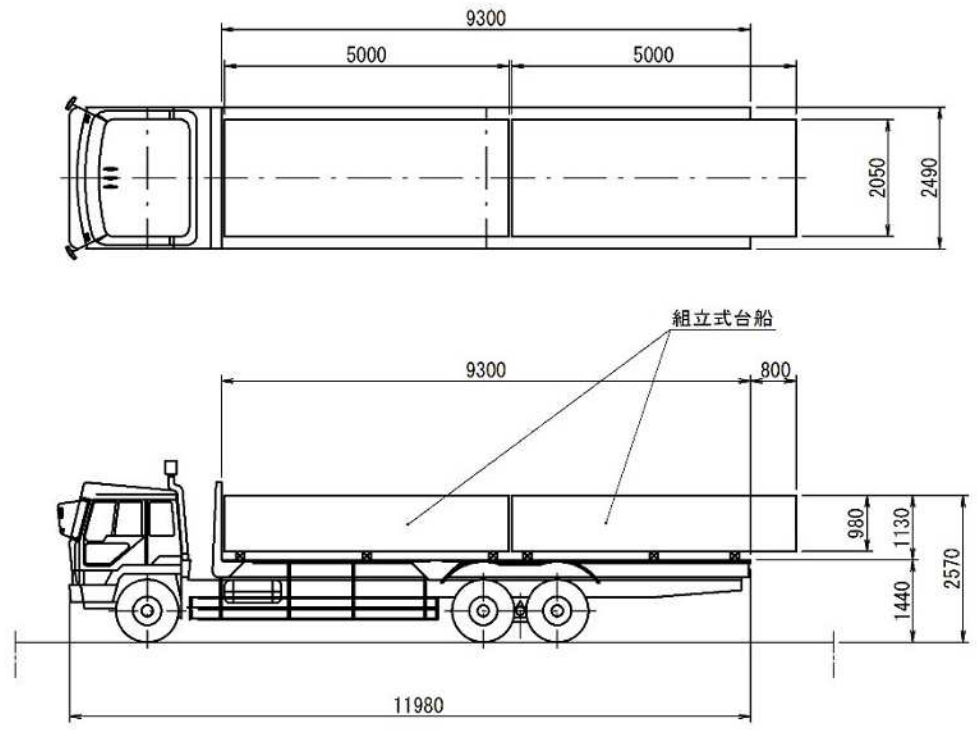


図3 組み立て式台船輸送荷姿図 (2 / 2)

積載品名	積載荷重	使用トラック
曳船	10ton	20t中低床式セミトレーラ 1基/1台=1台

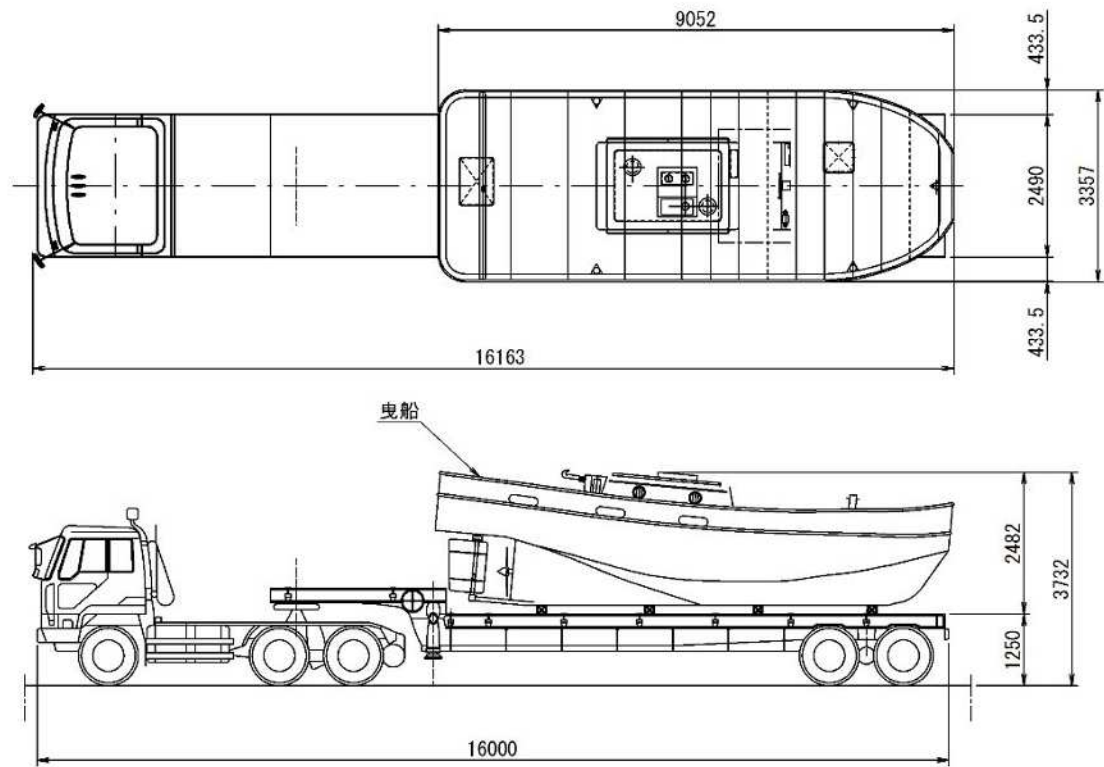


図4 作業船輸送荷姿図

積載品名	積載荷重	使用トラック
2.98tカニクレーン相当品	3.9ton	11t積トラック 1台
自走式ブームリフト	4.6ton	
ポンプ仮設用鋼材	1.5ton	
ポンプ仮設用資材	0.2ton	
合計	10.2ton	

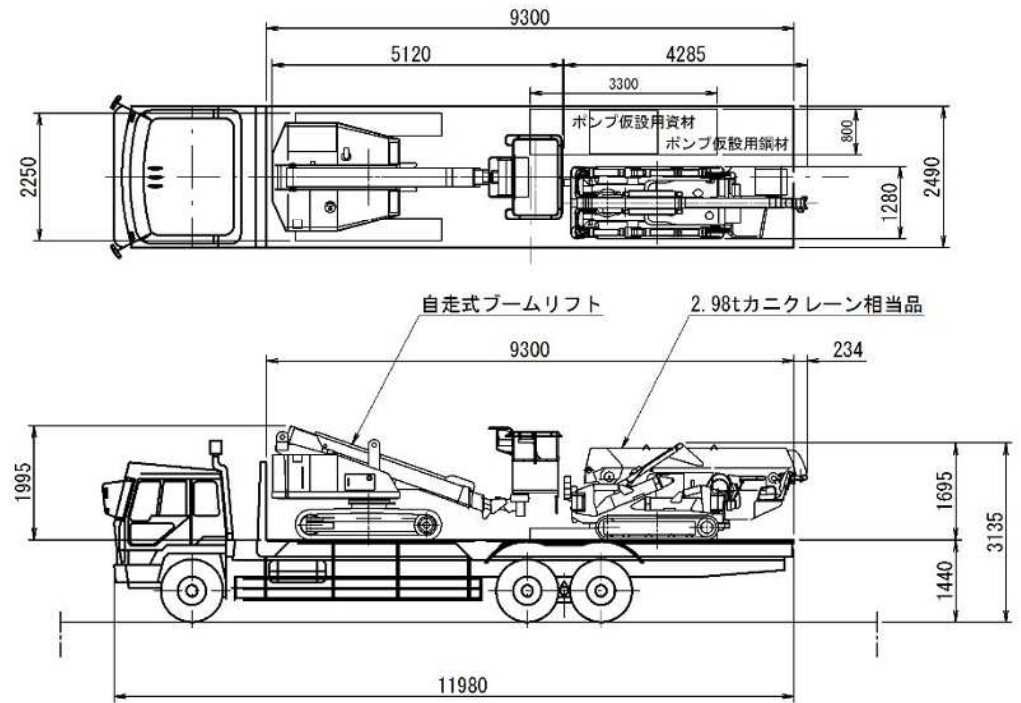


図5 資機材輸送荷姿図(1/3)

積載品名	積載荷重	使用トラック
発電機×2, 仮設ハウス, 仮設トイレ, 雑機材, 分電盤	2.6t+0.7t+0.8t +0.6t+0.4t+0.1t =5.2ton	11t積トラック 1台

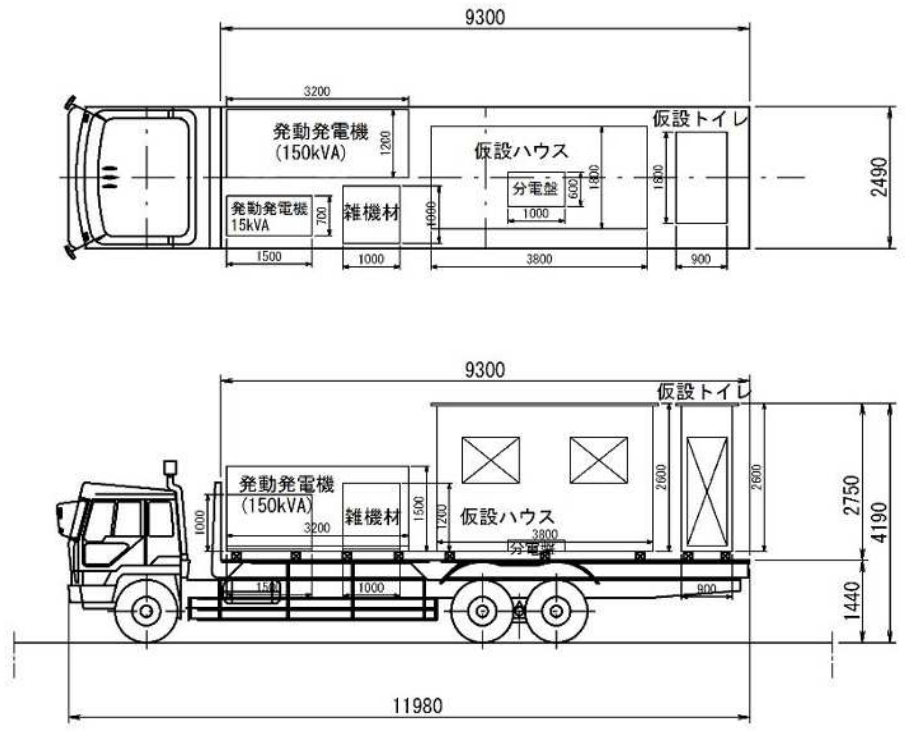


図6 資機材輸送荷姿図(2/3)

積載品名	積載荷重	使用トラック
水中ポンプ×3, エンジン ウエルダ, エアコンプレッサ	1.5t+0.5t +0.5t=2.5ton	4t積トラック 1台

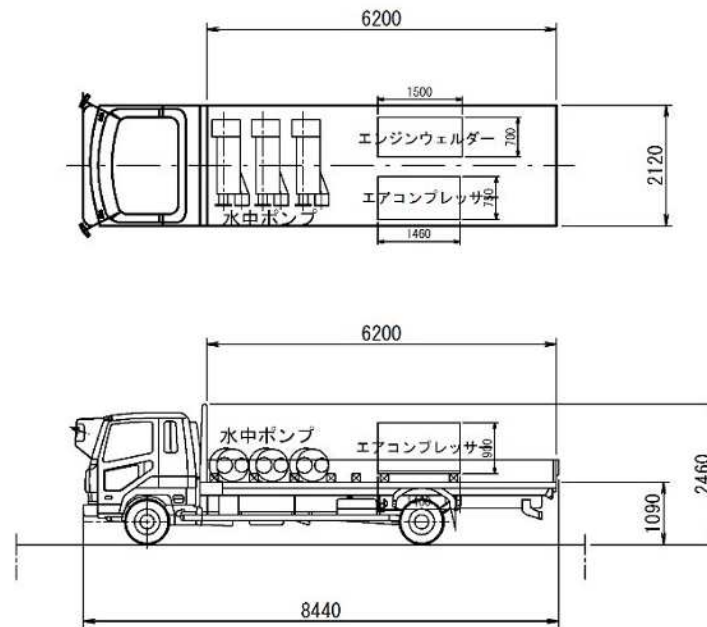


図7 資機材輸送荷姿図(3/3)

(7) 施工要領

(a) 施工手順

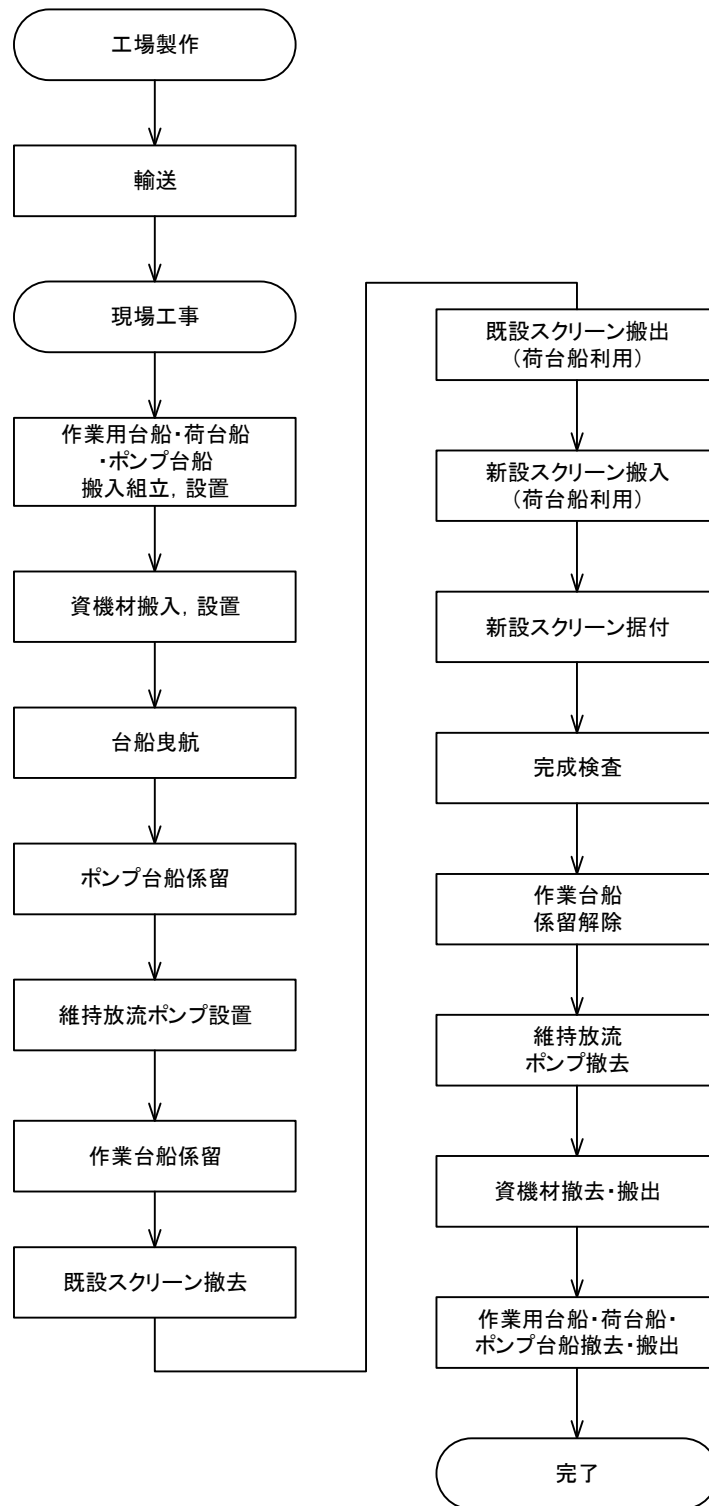


図8 施工手順

(b) 施工場所

搬入場所は安養寺管理道を使用する。

現地までのルートは図 1 に示すように、貯水池内を台船及び船舶にて曳航搬入する。貯水池内の流木止めは通船ゲートを経由する。



出典：国土地理院

図 1 搬入ルート

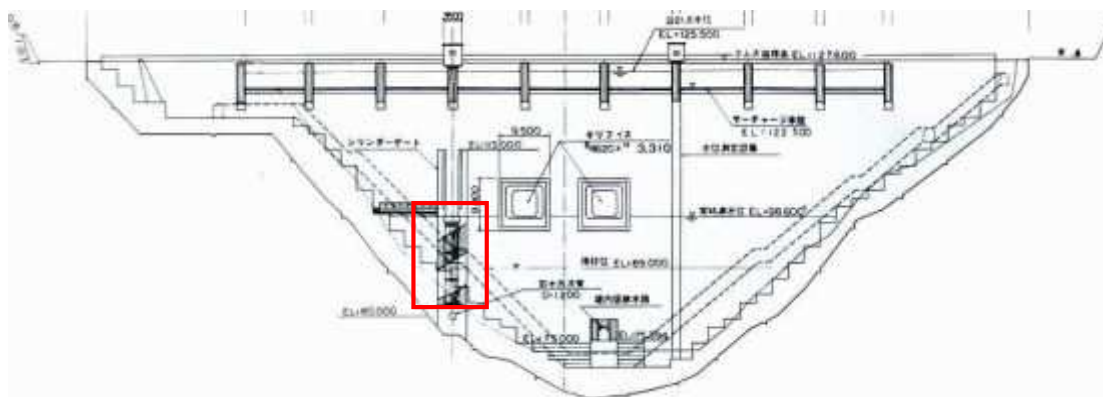


図 2 施工箇所



図 3 安養寺管理道湖面周辺状況写真（撮影時の貯水位 EL=91.45m）

## 施工要領

### (i) 施工準備

作業台船（組み立て式台船×12基）、荷台船（組み立て式台船×3基）、ポンプ台船（組み立て式台船×3基）、機材を用いて以下の手順に則り準備を行う。

- ①15t 及び 11t トラックで作業台船・荷台船・ポンプ台船、20t セミトレーラで作業船を搬入する。
- ②25t ラフテレーンクレーンにて作業台船・荷台船・ポンプ台船を湖面上に吊り下ろして組み立てる。
- ③組み立てた作業台船上に、自走式リフト車、クレーン、資機材を荷卸しする。
- ④組み立てた荷台船には既設スクリーン、新設スクリーンを搬出・搬入用として利用する。
- ⑤ポンプ台船に維持放流用の水中ポンプ、発電機、資機材等を設置する。
- ⑥ポンプ台船、作業台船、荷台船を常用洪水吐き呑口部周辺まで曳航し、ポンプ台船をアンカーや係留ロープで堤体と係留する。
- ⑦維持放流水中ポンプ、堤頂道路に配置した 13t ラフテレーンクレーンにて排水用ホースを常用洪水吐き呑口部に設置し、維持放流排水を行う。
- ⑧作業台船、荷台船を現地周辺まで曳航し、アンカーや係留ロープで堤体と係留する。

### (ii) 既設スクリーン撤去・搬出

- ①既設スクリーンの施工前状況を記録する。
- ②既設スクリーン固定用ボルトのケレンを実施する。
- ③工具によるボルトの外し作業を行い既設スクリーンの解体・撤去を台船上クレーン、自走式リフト車を使用して行う。
- ④ボルト固着箇所は切断を行い、撤去する。
- ⑤解体した既設スクリーンは荷台船に仮置きする。
- ⑥既設スクリーンを荷台船にて輸送し、資機材搬入路まで曳航し撤去する。

### (iii) 新設スクリーン搬入・据付

- ①新設スクリーンの搬入確認を搬入路近傍で実施する。
- ②新設スクリーンを荷台船に搬入し、現地まで曳航する。
- ③既設スクリーン受桁のうち、スクリーン取付面のケレンを実施する。
- ④新設スクリーンの据付を台船上クレーンにて実施する。
- ⑤固定用ボルトの締込み確認、据付状況の確認を実施する。
- ⑥計測等実施し、自主検査を行う。検査に際しては、絶縁ボルト・ナットの効果を確認するため、気中部の絶縁抵抗試験を実施する。
- ⑦完成検査を実施する。

表 3 スクリーン更新吊り込み対象機材重量

対象品目		単品最大重量
撤去品	既設スクリーン中央部	0.96t
	既設スクリーン傾斜部	0.58t
	既設スクリーン端部	0.21t
新設品	スクリーン中央部	0.65t
	スクリーン傾斜部	0.39t
	スクリーン端部	0.14t

表 4 2.89t カニクレーン MC-305C-2 相当品 定格総荷重表

[1] ワイヤロープ4本掛け時定格総荷重表

★定格総荷重は、吊り具等（フック質量：30kg）の質量を含んだ荷重を示しています。

アウトリガ最大張出状態							
ブーム①+②		ブーム①+②+③		ブーム①+②+③+④		ブーム①+②+③+④+⑤	
作業半径 (m)	定格総荷重 (kg)	作業半径 (m)	定格総荷重 (kg)	作業半径 (m)	定格総荷重 (kg)	作業半径 (m)	定格総荷重 (kg)
2.50	2980	2.70	2270	4.00	1080	4.50	790
3.00	2390	3.00	2120	4.50	985	5.00	660
3.50	1990	3.50	1680	5.00	880	6.00	520
4.00	1710	4.00	1440	6.00	770	7.00	430
4.50	1490	4.50	1260	7.00	670	8.00	380
5.00	1340	5.00	1110	8.00	570	9.00	340
5.62	1160	5.50	990	9.00	500	10.00	310
-	-	6.00	880	9.99	435	11.00	280
-	-	7.00	730	-	-	12.16	260
-	-	7.82	630	-	-	-	-

メーカーカタログより抜粋

(iv) 作業台船・荷台船・ポンプ台船、機材撤去

- ①作業台船・荷台船の係留を解き、ポンプ台船設置場所まで曳航する。
- ②維持放流ポンプを撤去する。台船すべてを搬入路まで曳航し、資機材撤去を行う。
- ③作業台船、荷台船、ポンプ台船を解体し、50t ラフテレーンクレーンにて陸上輸送車両に吊り込みを行う。
- ④15t 及び 11t トラックで作業台船・荷台船、20t セミトレーラで作業船 11t 及び 4t トラックで資機材を搬出する。

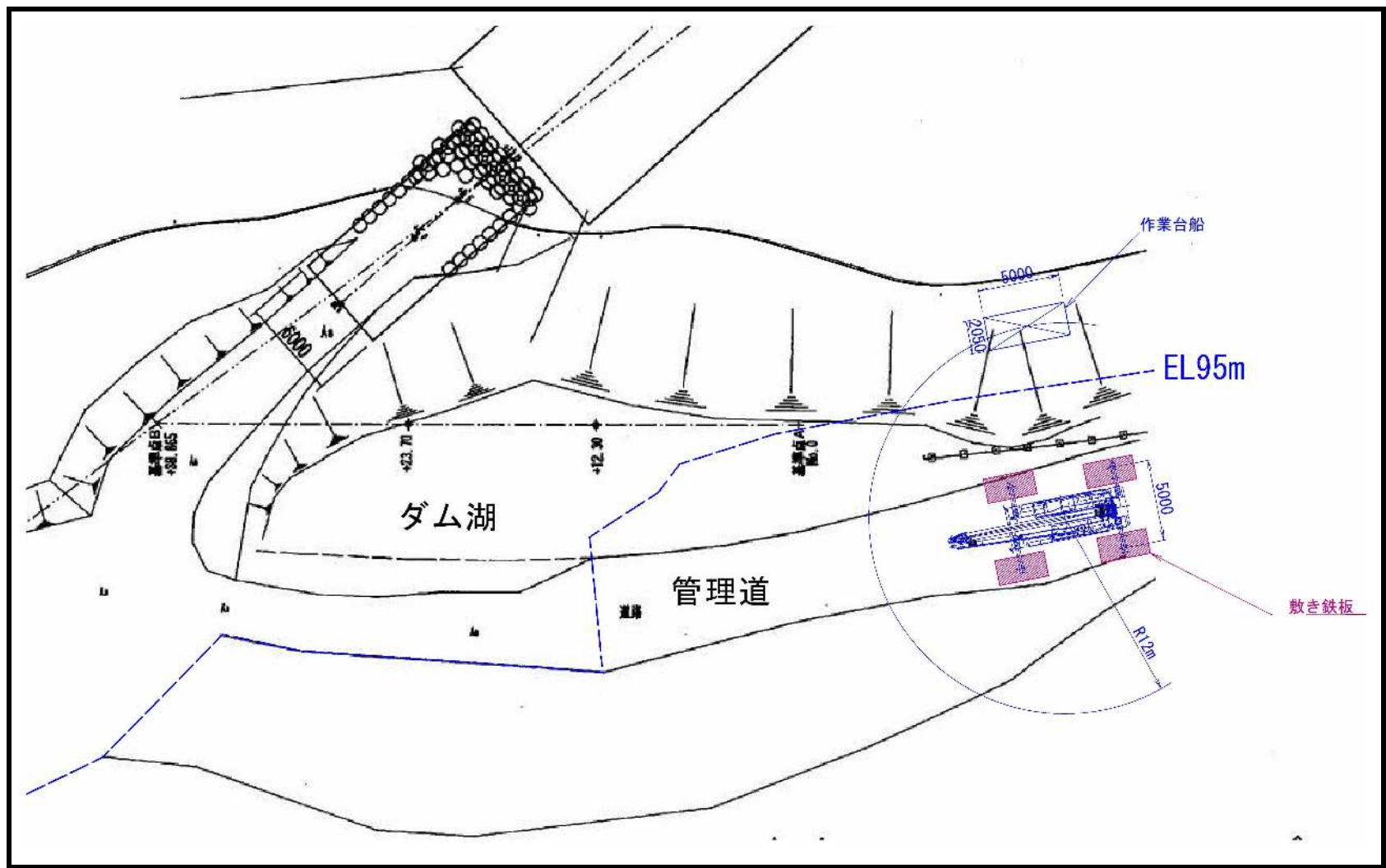


図 4 作業用台船設置

2. 98tカニクレーン相当品仕様

作業半径	4m	5m	6m
吊り能力	1.44t	1.11t	0.88t
製品重量	0.96t	0.58t	0.21t
製品名	既設スクリーン 中央部	既設スクリーン 傾斜部	既設スクリーン 端部

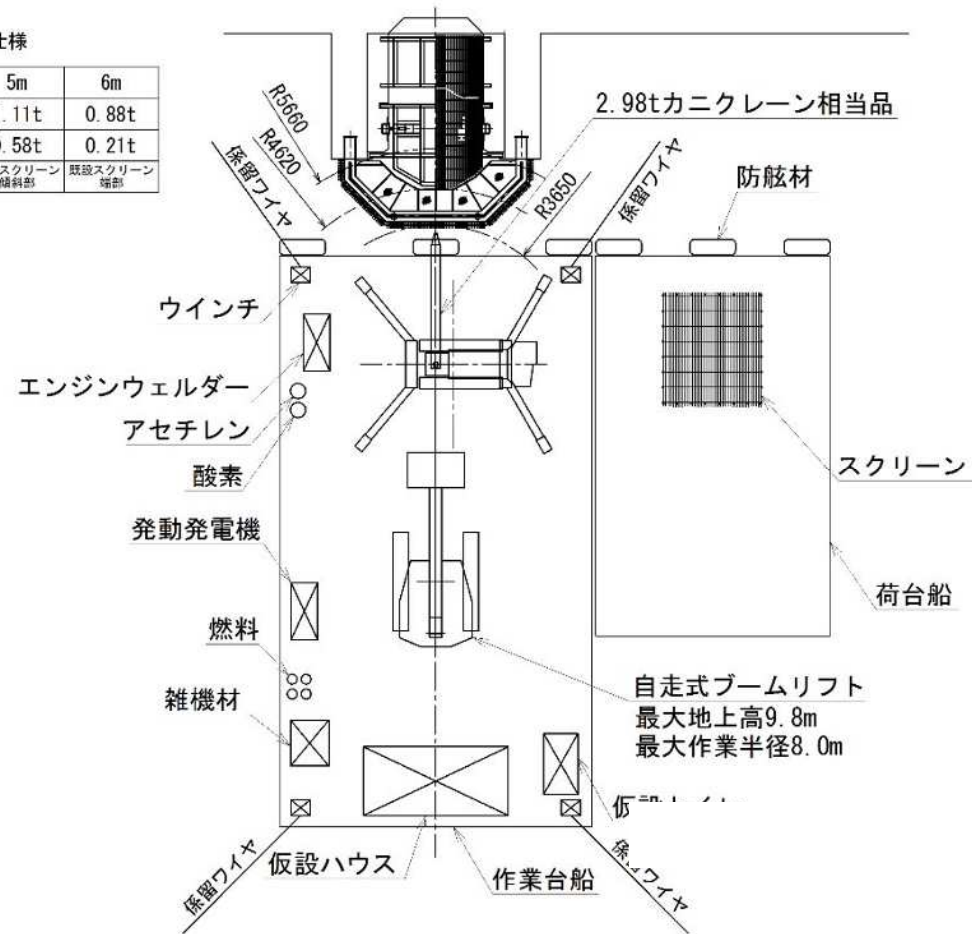


図 13 施工中機器配置

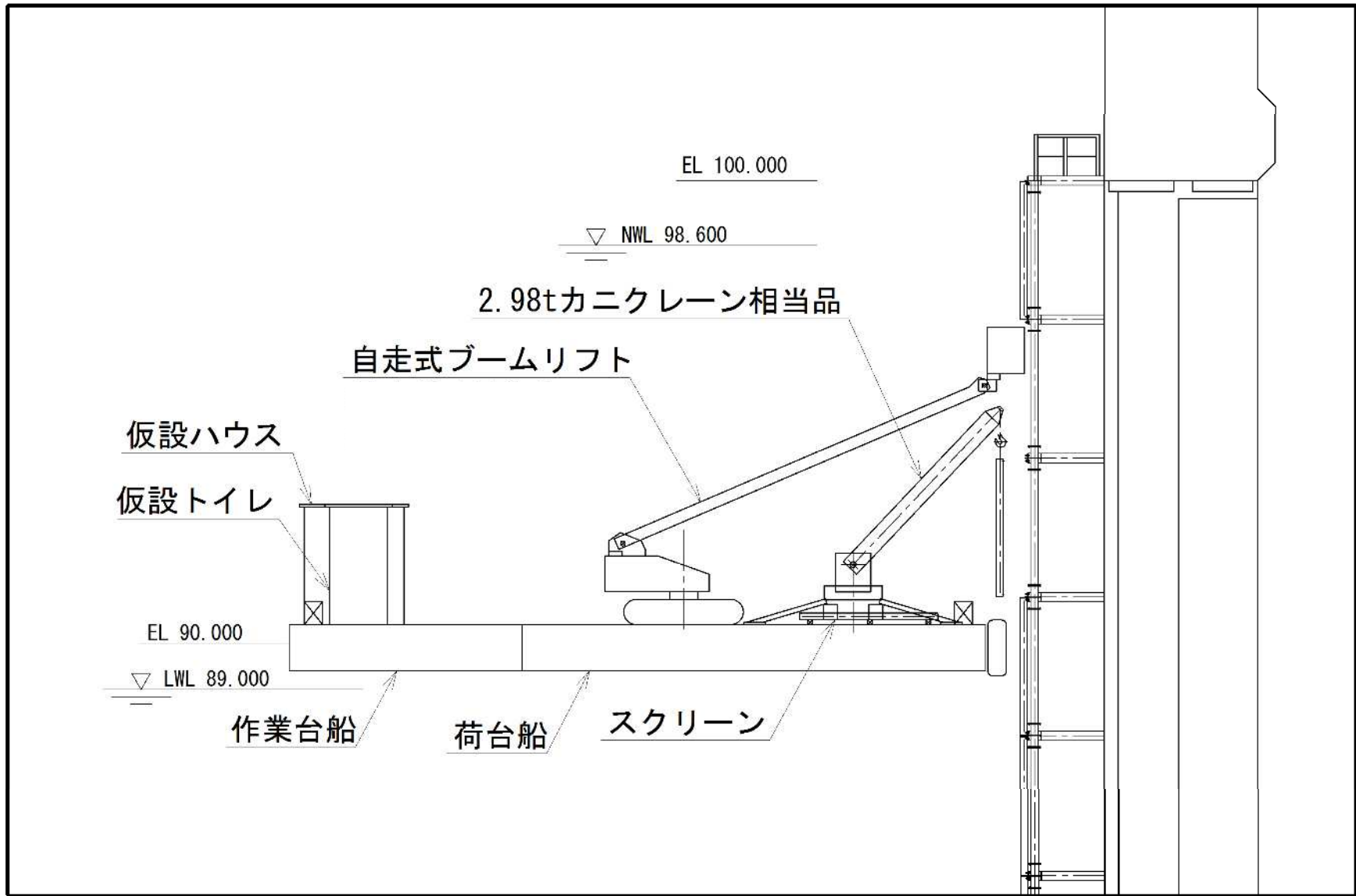


図 7 施工中側面図

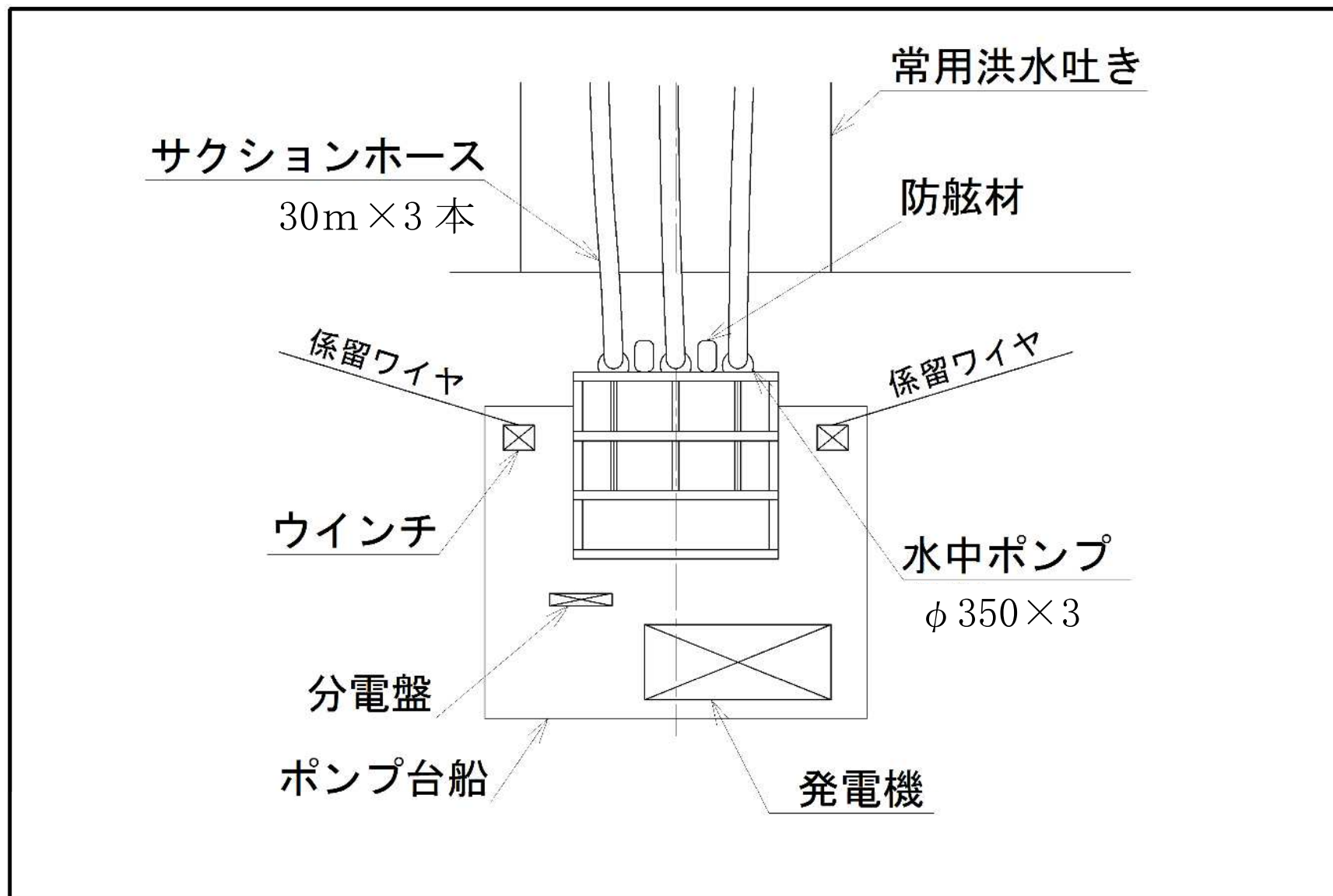


図 8 維持放流用排水ポンプ設置

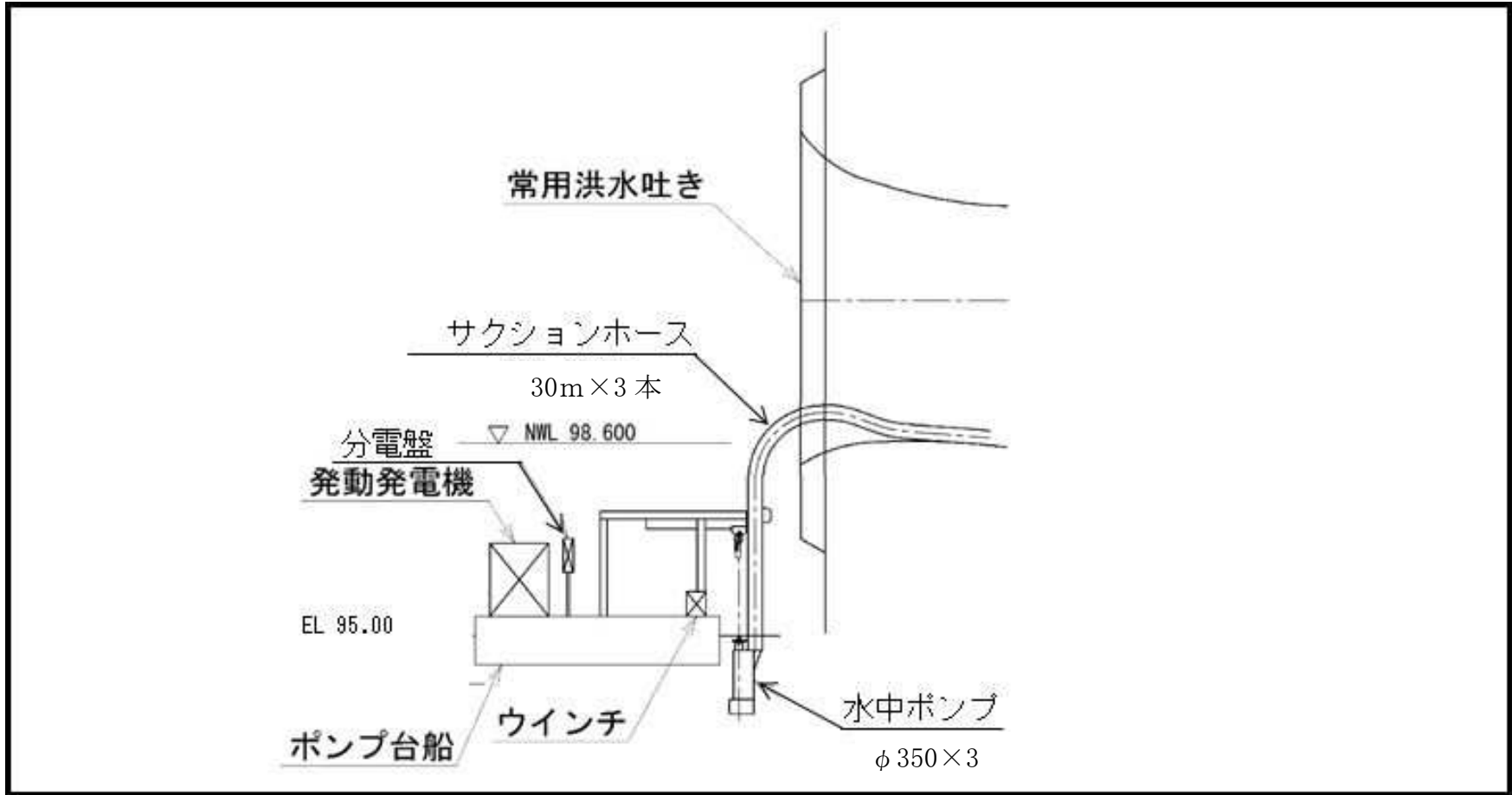


図 5 維持放流用排水ポンプ側面

(c) 使用機材

使用する資機材は以下のとおりである。

表 6 作業台船積載物重量表

使用機材	数量	台船積載	備考
組立式台船 2.05m×5.0m×0.98m	12 基	—	
エアーコンプレッサー	1 台	0.5t	25HP 低騒音型
エンジンウェルダー	1 台	0.5t	230A
発動発電機	1 台	0.7t	25kVA
船外機付 FRP 作業船	1 隻	—	100ps
50t ラフテレーンクレーン	1 台	—	低騒音型
13t ラフテレーンクレーン	1 台	—	低騒音型
20t 中低床セミトラレーラ	1 台	—	作業船運搬用
15t 輸送用トラック	5 台	—	台船運搬用
11t 輸送用トラック	4 台	—	製品、資材運搬用
4t 輸送用トラック	1 台	—	台船運搬用
2.98t カニクレーン相当品	1 台	3.9t	スクリーン撤去・据付用
自走式ブームリフト	1 台	4.6t	9.0m
仮設ハウス	1 棟	0.6t	20 型
仮設トイレ	1 棟	0.4t	簡易水洗
雑機材	1 式	0.8t	工具類, 工具箱, 燃料等
係留資材	1 式	0.3t	
工事用連絡車両	1 台	—	ライトバン等
通勤用車両	1 台	—	ワゴン車等
台船積載物総重量	—	12.3t	

表 7 荷台船積載物重量表

使用機材	数量	台船積載	備考
組立式台船 2.05m×5.0m×0.98m	3 基	—	荷台船用
新設バースクリーン	一式	1.8t	FRP 製
既設バースクリーン	一式	2.6t	鋼製
係留資材	一式	0.1t	
台船積載物総重量	—	4.5t	

注記：荷台船上には一時的にすべてのスクリーンが載荷される可能性があるので、新設品、撤去品すべてを対象とした。

表 8 ポンプ台船積載物重量表

使用機材	数量	台船積載	備考
組立式台船 2.05m×5.0m×0.98m	3基	—	ポンプ台船用
排水ポンプ	3台	1.8t	φ350×3
発動発電機	1台	2.6t	150kVA
分電盤	1面	0.1t	100A×3 台用
ポンプ仮設用鋼材	1式	1.5t	H鋼等
ポンプ仮設用資材	1式	0.2t	チェンブロ等
雑機材	1式	0.2t	工具類, 工具箱, 燃料等
係留資材	1式	0.1t	
台船積載物総重量	—	6.5t	

(d) 移動式クレーンの設置許可、届け

本件で採用する移動式クレーンは「クレーン等安全規則」による「設置報告」に該当する容量(3.0t未満)である。設置報告は購入時の報告であり、台船に積載した使用に際しての報告は不要である。3t以上の移動式クレーンを台船に積載する場合は、移動方式の変更と扱われ、許可申請を要する。

表 5 クレーン等の設置に関する諸規則

つり上げ荷重	0.5t未満	0.5t以上3t未満	3t以上
製造許可申請 (共同製造)		適用除外	クレーン製造許可申請 (クレーン則第5条)
設置届	適用除外 (クレーン則第2条)	適用除外	設置届 (クレーン則第5条)
設置報告		設置報告	—

注) 3t以上のクレーンはクレーン安全規則第3条により、労働基準局長の製造許可を受けないと製造ができません。

(e) 台船積載重量

組立式台船単体総排水量 : W5.0×D2.05×H0.98m  
 $\Rightarrow 10.0\text{m}^3 \rightarrow$  総排水量 10.0t

組立式台船単体自重 : 3.0t

組立式台船単体許容積載重量 :  $(10.0\text{t}-3.0\text{t})\times 0.5=3.5\text{t}$   
 (自重を控除した積載量の50%とする)

自重による吃水 : 0.29m

表 10 台船積載重量

台船名	隻数	許容積載重量	積載予定重量	積載時吃水	空荷時吃水
作業台船	12	42t (=3.5t×12)	12.3t	0.39m	0.29m
荷台船	3	10.5t (=3.5t×3)	4.5t	0.44m	0.29m
ポンプ台船	3	10.5t (=3.5t×3)	6.2t	0.49m	0.29m

# 公共工事設計労務単価表

(令和8年3月1日改定)

島 根 県

## 公共工事設計労務単価表について

1. 適用年月日 令和8年3月1日適用

公共工事設計労務単価(島根県)  
令和8年3月1日改定

職 種 名	設計労務単価(円)	割増対象賃金比 (A)	1時間当り割増賃金係数 K		
			割増係数 1.25 (A)×1/8×1.25	割増係数 1.35 (A)×1/8×1.35	割増係数 0.25 (A)×1/8×0.25
特殊作業員	24,100	0.780	0.122	0.132	0.024
普通作業員	19,700	0.842	0.132	0.142	0.026
軽作業員	17,200	0.870	0.136	0.147	0.027
造園工	22,500	0.788	0.123	0.133	0.025
法面工	26,900	0.842	0.132	0.142	0.026
とび工	28,000	0.864	0.135	0.146	0.027
石工	34,100	0.826	0.129	0.139	0.026
ブロック工	26,100	0.849	0.133	0.143	0.027
電工	24,800	0.692	0.108	0.117	0.022
鉄筋工	29,200	0.888	0.139	0.150	0.028
鉄骨工	26,000	0.838	0.131	0.141	0.026
塗装工	26,200	0.807	0.126	0.136	0.025
溶接工	27,200	0.835	0.130	0.141	0.026
運転手(特殊)	23,700	0.788	0.123	0.133	0.025
運転手(一般)	20,000	0.813	0.127	0.137	0.025
潜かん工	37,800	0.931	0.145	0.157	0.029
潜かん世話役	46,300	0.810	0.127	0.137	0.025
さく岩工	33,900	0.704	0.110	0.119	0.022
トンネル特殊工	49,300	0.963	0.150	0.163	0.030
トンネル作業員	33,800	0.920	0.144	0.155	0.029
トンネル世話役	51,200	0.929	0.145	0.157	0.029
橋りょう特殊工	32,500	0.852	0.133	0.144	0.027
橋りょう塗装工	32,400	0.836	0.131	0.141	0.026
橋りょう世話役	41,500	0.783	0.122	0.132	0.024
土木一般世話役	25,900	0.753	0.118	0.127	0.024
高級船員	32,000	0.723	0.113	0.122	0.023
普通船員	25,900	0.698	0.109	0.118	0.022
潜水士	49,100	0.824	0.129	0.139	0.026
潜水連絡員	38,500	0.894	0.140	0.151	0.028
潜水送気員	35,600	0.870	0.136	0.147	0.027
山林砂防工	-	0.749	0.117	0.126	0.023
軌道工	34,700	0.800	0.125	0.135	0.025
型わく工	27,000	0.882	0.138	0.149	0.028
大工	27,800	0.890	0.139	0.150	0.028
左官	24,500	0.861	0.135	0.145	0.027
配管工	24,500	0.745	0.116	0.126	0.023
はつり工	31,000	0.852	0.133	0.144	0.027
防水工	27,500	0.788	0.123	0.133	0.025
板金工	26,700	0.774	0.121	0.131	0.024
タイル工	26,700	0.926	0.145	0.156	0.029
サッシ工	28,400	0.774	0.121	0.131	0.024
屋根ふき工	28,600	0.777	0.121	0.131	0.024
内装工	27,700	0.820	0.128	0.138	0.026
ガラス工	27,400	0.717	0.112	0.121	0.022
建具工	25,900	0.751	0.117	0.127	0.023
ダクト工	24,400	0.743	0.116	0.125	0.023
保温工	25,100	0.731	0.114	0.123	0.023
建築ブロック工	22,500	-	-	-	-
設備機械工	29,500	0.699	0.109	0.118	0.022
交通誘導警備員A	18,200	0.860	0.134	0.145	0.027
交通誘導警備員B	15,600	0.907	0.142	0.153	0.028

注1)本単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約等における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではない。

注2)本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。

注3)時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。

注4)本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担額分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)

注5)法定福利費(事業主負担額分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

公共工事設計労務単価(島根県)  
令和8年3月1日改定

職種名	基準日額(円)	割増対象賃金比(A)
電気通信技術者	40,500	0.64
電気通信技術員	27,200	0.64

注1)本単価は、公共事業の電気通信設備工事等の積算に用いるためのものであり、外注契約における技術者単価や雇用契約における技術者への支払い賃金を拘束するものではない。

注2)本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。

注3)時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当は含まれていない。

注4)本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費(法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。

注5)法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

職種名	基準日額(円)	割増対象賃金比(A)
点検技術者	40,300	0.62
点検技術員	31,100	0.62

注1)本単価は、公共事業の電気通信施設点検業務等の積算に用いるためのものであり、外注契約における技術者単価や雇用契約における技術者への支払い賃金を拘束するものではない。

注2)本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。

注3)時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当は含まれていない。

注4)本単価は事業主負担額(退職金積立、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険、介護保険、児童手当)が含まれている。

職種名	標準賃金(円/日)	割増対象賃金比(A)
機械設備製作工	32,700	-
機械設備据付工	31,600	0.622

注1)機械設備製作工については、日当たり単価とし、基準内給与(基本給及び諸手当)、通勤手当、賞与、退職金等からなる。また、製作原価以外では適用出来ない。

注2)機械設備据付工については、日当たり単価とし、基準内給与(基本給及び諸手当)、通勤手当、賞与からなる。

なお、退職金等は含まれない。

注3)本単価は、公共事業における機械設備工事等の積算に用いるためのものであり、外注契約や雇用契約における技術者への支払い賃金を拘束するものではない。

注4)本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。

注5)時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。

注6)本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。

注7)機械設備製作工の法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、工場管理費等に含まれている。また、機械設備据付工の法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、据付間接費等に含まれている。